

全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

2024年1月

厚生労働省 年金局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

I 年金制度関係

- 1. 年金制度の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 最近の公的年金制度の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 最近の私的年金制度の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4. 年金制度に関する周知・広報の推進・・・・・・・・・・ 26

II 年金事業運営関係

- 1. 国民年金保険料の収納対策について・・・・・・・・・・ 29
- 2. 国民年金事務費交付金について・・・・・・・・・・ 34
- 3. 国民年金システムの標準化について・・・・・・・・・・ 39
- 4. 年金手続のデジタル化の推進について・・・・・・・・・・ 41
- 5. 国・地方共通相談チャットボットの整備について・・・・ 43
- 6. 年金受給者に係る定額減税について・・・・・・・・・・ 45
- 7. 障害年金の相談体制の充実について・・・・・・・・・・ 47



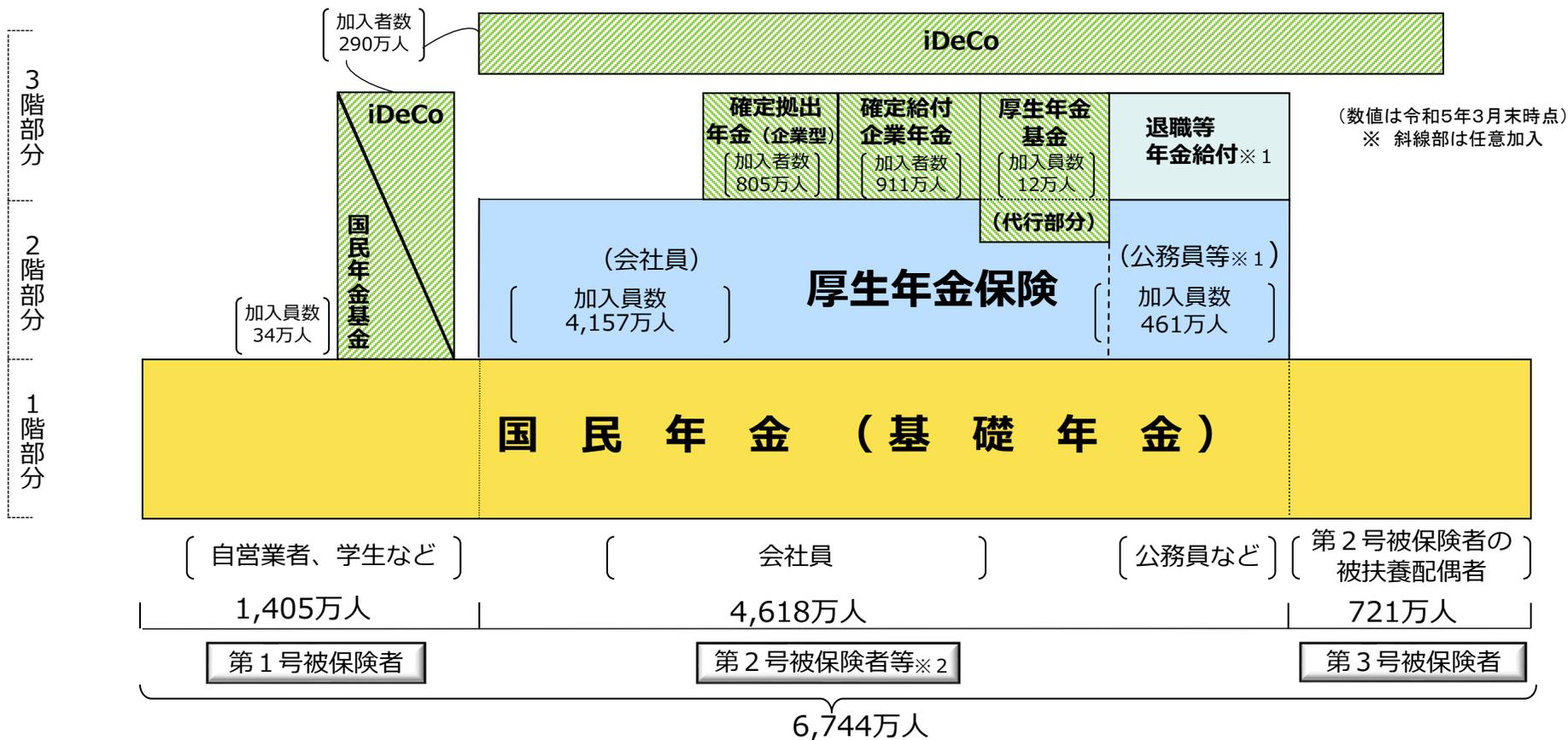
I 年金制度関係

1. 年金制度の概況



年金制度の仕組み

- 年金制度は、「3階建て」の構造。
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

2. 最近の公的年金制度の動向

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金部会における議論の進め方（案）

	年金部会	年金財政における経済前提に関する専門委員会	その他の予定（見込み）
令和5年 5月30日	第4回 ・年金部会における議論の進め方（案） ・次期制度改正に向けた主な検討事項（案） ・被用者保険の適用拡大		
令和5年夏	○それぞれの課題について議論		
令和6年1月	○専門委員会経過報告 ←	○基本的な考え方とりまとめ	
令和6年春	○オプション試算について議論		○内閣府の中長期試算
	○専門委員会結果報告 ← [厚生労働省における検証作業]	○議論のとりまとめ ←	○（独）労働政策研究・研修機構の労働力需給の推計
令和6年夏	○財政検証結果の報告 ○改正内容について議論		
令和6年末	○年金部会取りまとめ		

次期制度改正に向けた主な検討事項（案）

①総論的な事項

- ・ 公的年金の役割
- ・ 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方
- ・ 公的年金と私的年金の連携
- ・ 制度の周知、広報・年金教育

②現役期と年金制度の関わり

- ・ 被用者保険の適用拡大（勤労者皆保険）
- ・ 子育て支援等
- ・ 障害年金
- ・ 標準報酬月額の上限

③家族と年金制度の関わり

- ・ 遺族年金
- ・ 女性の就労の制約と指摘される制度等（いわゆる「年収の壁」等）
- ・ 第3号被保険者制度
- ・ 加給年金

④その他の高齢期と年金制度の関わり

- ・ 高齢期の働き方（在職老齢年金制度等）
- ・ 基礎年金の拠出期間延長
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致
- ・ 年金生活者支援給付金

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～) **500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～) **500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
- ③ 令和2年の改正では、**50人超規模の企業等まで適用範囲を拡大**。(100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

① 2016年10月～

② 2017年4月～

③ 令和2年の改正内容

(適用拡大前)
週30時間
以上

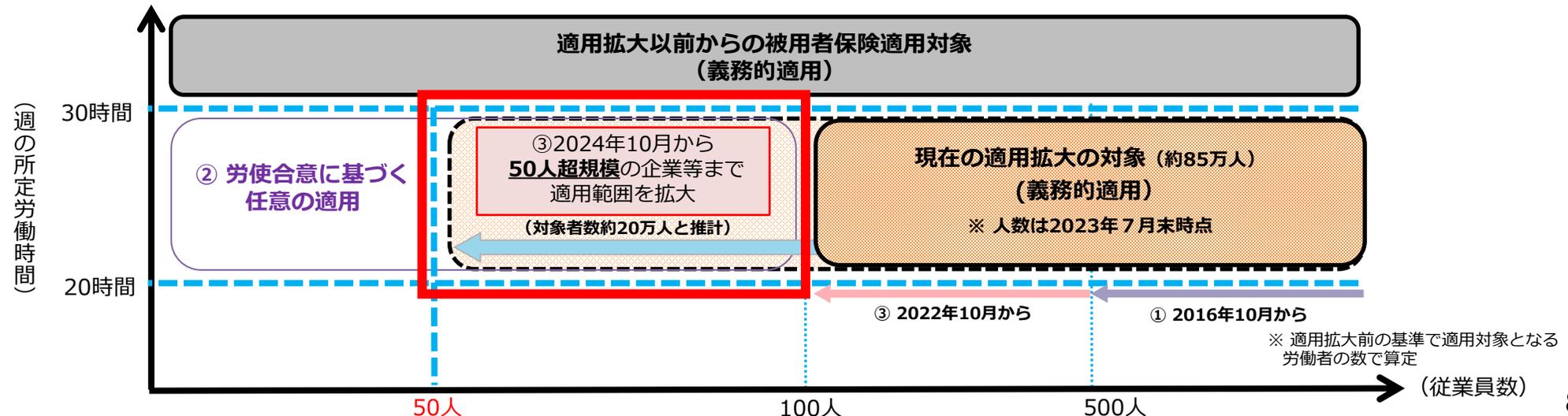
- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上 (年収換算で約106万円以上)
(所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない)
- (3) 勤務期間1年以上見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) **従業員500人超の企業等**
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

500人以下の企業等について、
・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
・国・地方公共団体は、**適用**

(3) 勤務期間1年以上見込み
→ 実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
(フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用)
※ 2022年10月施行

(5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模**の企業等まで適用範囲を拡大
(2022年10月) 100人超規模の企業等まで適用
(2024年10月) 50人超規模の企業等まで適用

<被用者保険の適用拡大のイメージ>



2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

（2）取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

週20時間以上勤務する短時間労働者にとって、勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を図るべきであり、企業規模要件の撤廃について早急の実現を図るべきである。

◆ 個人事業所の非適用業種の解消

常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種については、労働者がいずれの事業所で勤務するかによって被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急に図るべきである。

また、勤労者皆保険を実現する観点から、「5人未満を使用する個人事業所」についても、そこで働く方々への被用者保険の適用を図る道筋を検討すべきである。

◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大

週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、被用者にとってふさわしく、雇用の在り方に中立的な被用者保険を提供する観点からは、被用者保険の適用除外となっている規定を見直し、適用拡大を図ることが適当と考えられることから、そのための具体的な方策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべきである。

複数の雇用関係に基づき、複数の事業所で勤務する者（マルチワーカー）で、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないものの、労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合については、実務的な課題の解決を図ったうえで、被用者保険の適用に向けた具体的な検討を進めるべきである。

被用者保険の適用拡大のメリット

メリット
年金

年金の**3**つの**保障が充実**！
年金が“**2階建て**”になり
保障がワイドになります！

これまで

これから

給付が
上乘せ

厚生年金も受け取れます。



障害の程度

重い

軽い

1級

2級

3級

保障が
ワイドに

厚生
年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害
厚生年金

障害手当金
(一時金)

●軽度な障害でも保障が充実！

基礎
年金

障害
基礎年金

障害
基礎年金

メリット
医療

あんしんの医療保険が
さらに充実！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給

詳しくは、
社会保険適用拡大特設サイトへ！



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

専門家活用支援事業もご案内しています

いわゆる「年収の壁」の概要とポイント

概要

ポイント

103万円	年間収入が103万円を超えた場合、本人に所得税が段階的に賦課される	➤ <u>世帯の手取り収入は減少しない</u>
106万円	被用者保険の適用事業所に勤務する者で、雇用契約時に <u>所定内賃金</u> （注1）が月8.8万円以上となると、被用者保険が適用され保険料負担が生じる	➤ 厚生年金保険の給付や健康保険法上の傷病手当金等の <u>給付が上乘せされる</u> ➤ <u>手取り収入が減少する</u>
130万円	第3号被保険者（被扶養者）の年間収入の見込額が130万円以上となった場合（注2）、配偶者の扶養から外れ、国民年金・国民健康保険の保険料負担が生じる	➤ <u>給付面は変わらない</u> ➤ <u>手取り収入が減少する</u> ➤ 運用において実態に即した取扱いとしている（注2）
150万円	年間収入が150万円を超えた場合、その配偶者が受ける配偶者特別控除が段階的に減少する	➤ <u>世帯の手取り収入は減少しない</u>

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断することとしている。

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策 （「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組 (※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

(※) ・ 社会保険適用促進手当を支給
（社会保険料の算定対象外）
・ 賃上げによる基本給の増額
・ 所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
**収入が一時的に上がったとしても、
事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。**

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、
壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 <small>(社会保険適用促進手当)</small>	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 <small>(社会保険適用促進手当)</small> 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

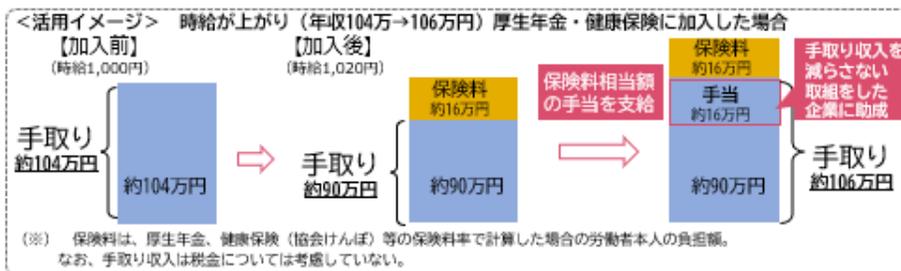
週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

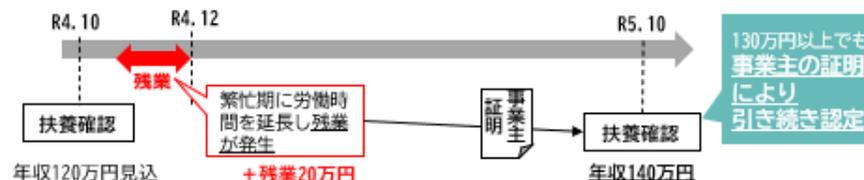
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、
本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、**見直しの手順をフローチャートで示す等**
わかりやすい資料を作成・公表しました。



Ⅱ. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念

2. 3つの基本理念

(1) 若い世代の所得を増やす

- こうした施策を支える基盤として、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するため、週所定労働時間10時間以上20時間未満の労働者を雇用保険の適用対象とすることとし、2028年度に実施するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。また、いわゆる「年収の壁(106万円・130万円)」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(6) いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)」への対応

- いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。
- こうした取組と併せて、人手不足への対応が急務となる中で、壁を意識せずに働く時間を延ばすことのできる環境づくりを後押しするため、当面の対応策として、2023年10月より実施している「年収の壁・支援強化パッケージ」((1) 106万円の壁への対応 (①キャリアアップ助成金のコースの新設、②社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外)、 (2) 130万円の壁への対応 (③事業主の証明による被扶養者認定の円滑化)、 (3) 配偶者手当への対応 (④企業の配偶者手当の見直し促進)) を着実に実行する。また、「年収の壁」を意識せずに働くことが可能になるよう、制度の見直しに取り組む。

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

3. 共働き・共育ての推進

(2) 育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～

- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第1号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。

(別紙) こども・子育て支援特別会計とこども・子育て支援金制度

1 こども・子育て支援特別会計

(特別会計における歳出)

- 同特別会計における歳出は、主に以下のとおりとする。このうち※については、支援納付金を充当する。
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業等
 - ・ 雇用保険法に基づく育児休業給付
 - ・ 出産・子育て応援給付金の制度化 (※)
 - ・ 共働き・共育てを推進するための経済支援 (両親が共に一定期間以上の育児休業を取得した場合の育児休業給付率の引上げに相当する部分、育児時短就業給付 (仮称) の創設、自営業者・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置としての国民年金第1号被保険者についての育児期間に係る保険料免除措置の創設) (※)
 - ・ こども誰でも通園制度 (仮称) (※)
 - ・ 児童手当 (※)

国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について（案）

第11回社会保障審議会年金部会資料
2023年12月26日

1. 改正の概要（国民年金法の一部改正）

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設する。
※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

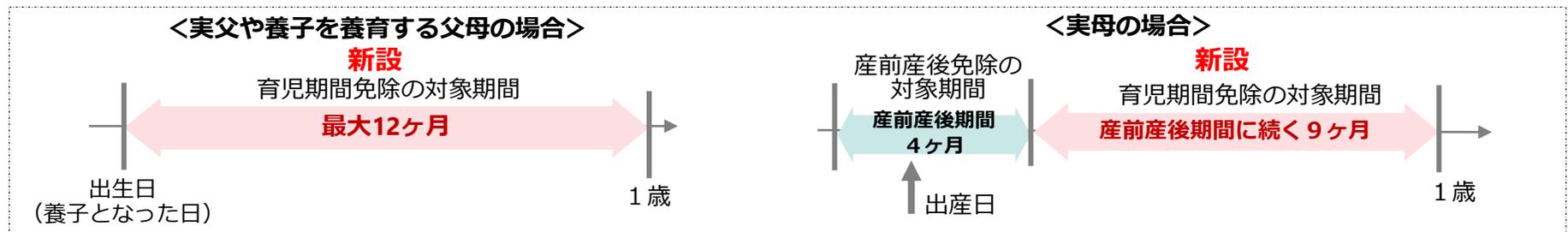
2. 免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

- ・ 子を養育する国民年金第1号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
- ・ 育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第1号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第1号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

- ・ 原則として子を養育することになった日から子が1歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く9ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
- ・ 育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。



3. 財源について

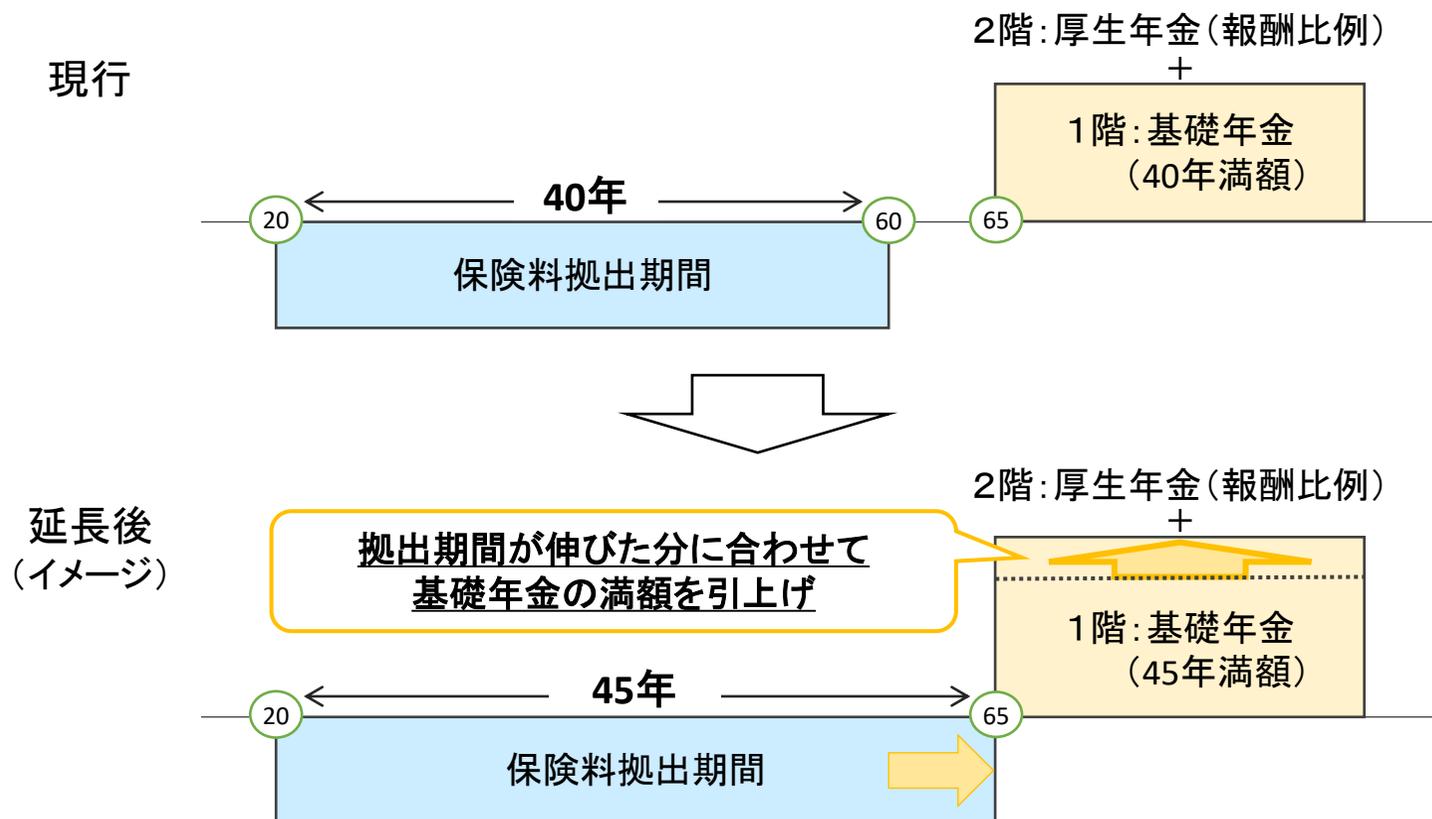
今般新設する免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「こども・子育て支援納付金」を充てる。

4. 施行時期

- ・ 2026年度中施行予定

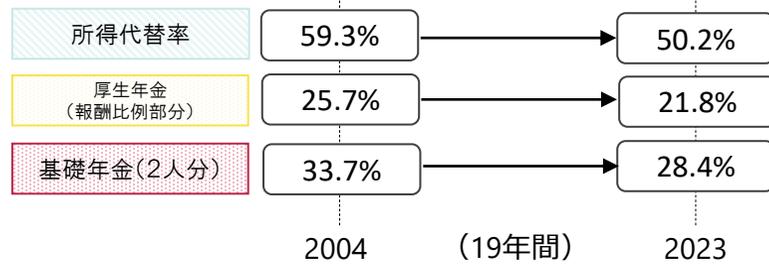
基礎年金の保険料拠出期間を45年に延長した場合のイメージ

- 基礎年金の拠出期間を現行の40年（20～59歳）から45年（20～64歳）に延長した場合には、その分給付を増額することとなり、全被保険者共通の給付である基礎年金が充実する。
 - ※ 老齢基礎年金の満額が45年になることに伴い、障害、遺族基礎年金についても増額することが考えられる。
- 厚生年金では69歳まで被保険者期間とされているため、基礎年金の拠出期間を45年に延長したとしても、60歳を過ぎて厚生年金に加入している方について、追加の保険料負担は生じない。
 - ※ 給付水準調整終了後の所得代替率に与える影響（2019年財政検証オプション試算）
 - ・ 基礎年金拠出期間の延長（40年から45年に延長。3年毎に1年延長した場合として試算。）
ケースⅢ +6.8%（50.8%（2047年）→57.6%（2046年））
 - ※ 国庫負担について、追加財源の確保が必要。

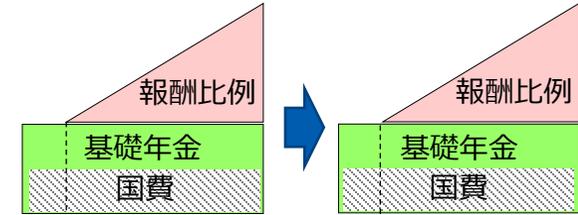


基礎年金と報酬比例のマクロ経済スライド調整期間の一致とは（イメージ）

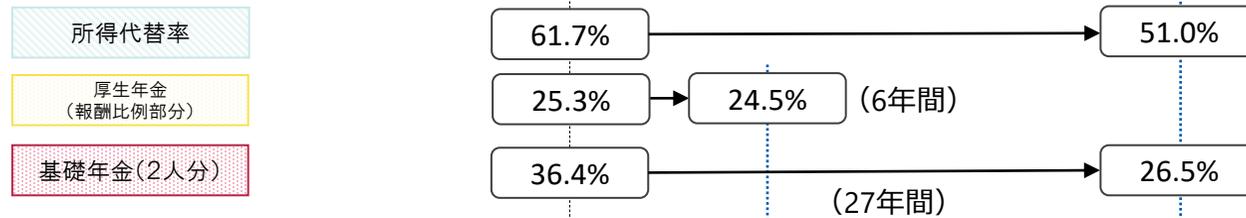
《平成16年財政再計算》



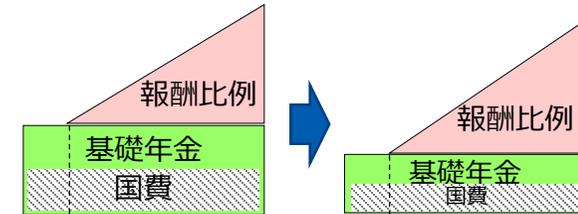
＜バランスの維持＞



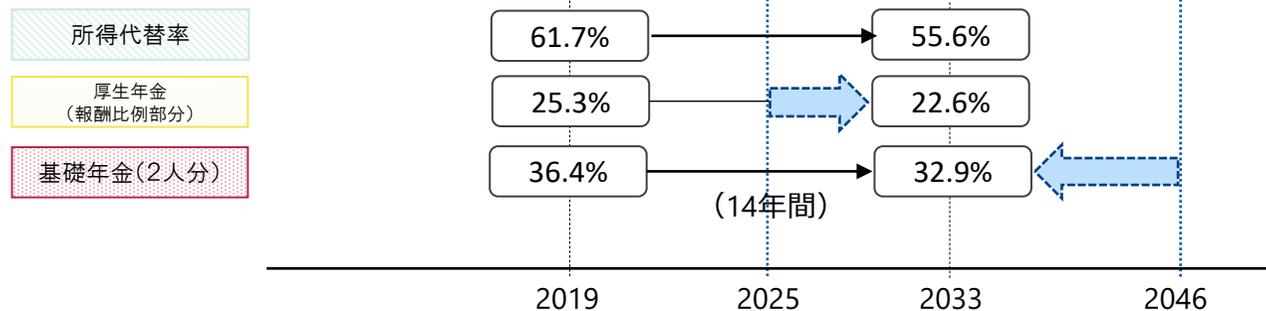
《令和元年財政検証 追加試算（現行制度（法改正後））》



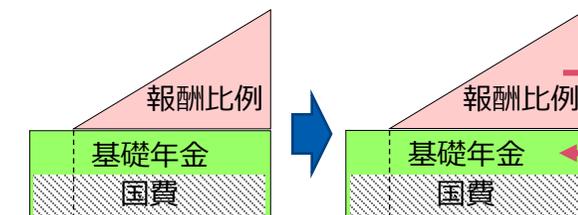
＜バランスの偏り＞
(基礎年金の割合の低下)



《令和元年財政検証 追加試算①（調整期間一致）》



＜バランスの維持＞



※ 現行制度の下では、基礎年金の給付調整の長期化(将来の基礎年金水準の低下)により国庫負担の水準も低下する見通しとなっているが、仮に調整期間を一致させた場合では、現行制度の下での見通しに比べて国庫負担が増加することとなる(このため国庫負担については追加財源の確保が必要。)

所得代替率と給付水準調整期間の見通し

現行制度(法改正後)： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

追加試算①： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

追加試算②： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

追加試算③： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

2019年度

現行制度(法改正後)
(40年加入)

追加試算①
調整期間一致
(40年加入)

追加試算②
調整期間一致
+45年加入(国庫あり)

追加試算③
調整期間一致
+45年加入(国庫なし)

給付水準調整終了後の
所得代替率

給付水準調整
の終了年度

ケースⅢ

51.0% (2046)
[比例:24.5% (2025)
基礎:26.5% (2046)]



55.6% (2033)
[比例:22.6% (2033)
基礎:32.9% (2033)]

62.5% (2033)

[比例:25.4% (2033)
基礎:37.0% (2033)]

うち40年分
55.5% [比例:22.6%
基礎:32.9%]

60.5% (2035)

[比例:24.6% (2035)
基礎:35.8% (2035)]

うち40年分
53.7% [比例:21.9%
基礎:31.9%]

61.7%
[比例:25.3%
基礎:36.4%]

ケースⅤ

44.7% (2057)
[比例:22.5% (2032)
基礎:22.2% (2057)]



50.0% (2039)
[比例:20.3% (2039)
基礎:29.6% (2039)]

56.2% (2039)

[比例:22.9% (2039)
基礎:33.3% (2039)]

うち40年分
49.9% [比例:20.3%
基礎:29.6%]

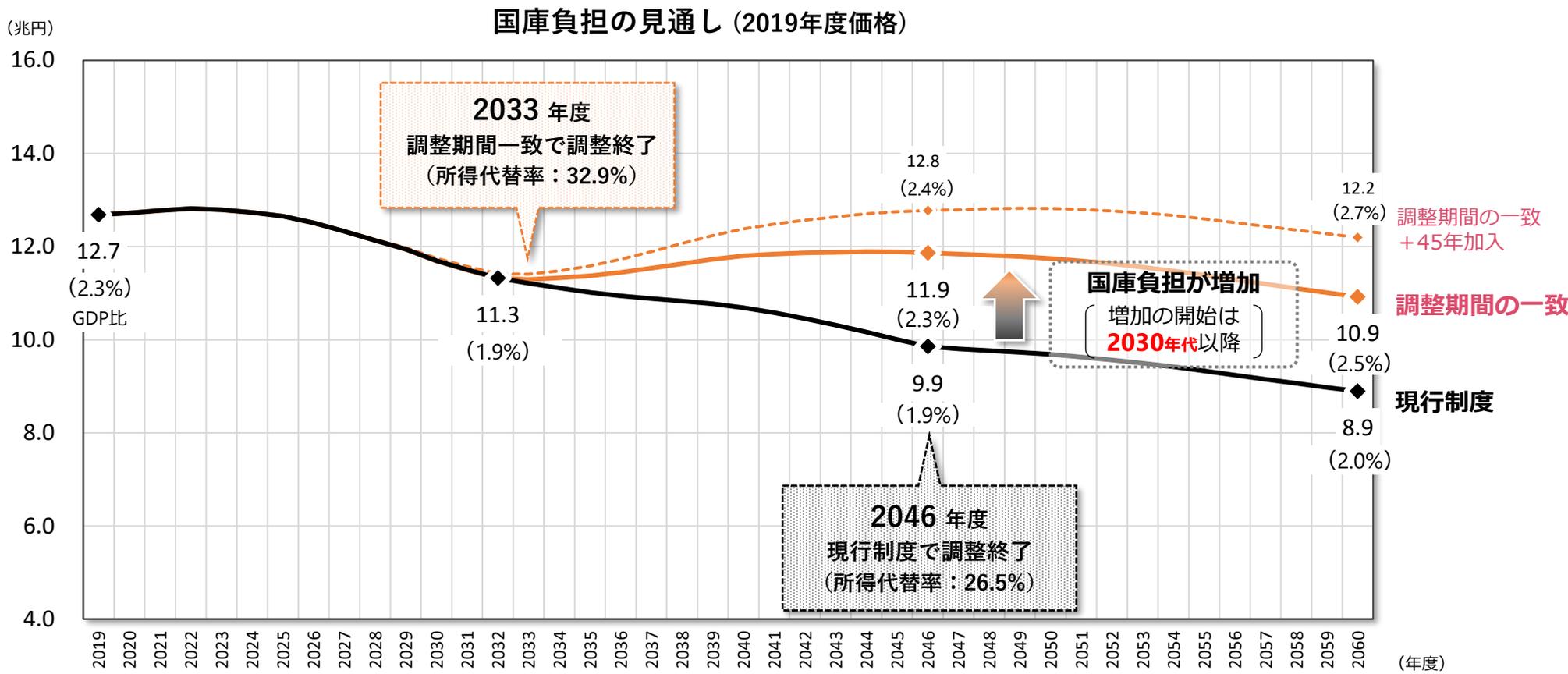
53.8% (2042)

[比例:21.9% (2042)
基礎:31.9% (2042)]

うち40年分
47.8% [比例:19.5%
基礎:28.4%]

【参考】国庫負担の見通しの変化

- 調整期間の一致により、基礎年金の調整が早く終了する結果、将来の基礎年金の水準が上昇し、現行制度と比べて国庫負担が増加
- このため、国庫負担については追加財源の確保が必要。



※ 2019年財政検証 追加試算をもとに作成したものであり、数値は次回財政検証において変わり得る。
 ※ 「調整期間の一致+45年加入」については、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定しているが、前提により数値は変わり得る。

(出所) 2019年財政検証 追加試算 (経済ケースⅢ) より作成
 ・ 「2019年度価格」とは、賃金上昇率 (国民年金の保険料改定率) により、2019年度の価格に換算したものである。
 ・ 「所得代替率」は基礎年金2人分である。
 ・ 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 ・ ()内は、2019年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

【参考】これまでの開催状況（社会保障審議会年金部会）

No.	開催日	議題
第1回	令和4年10月25日	部会長・部会長代理の選出 年金財政における経済前提に関する専門委員会（案）の設置 等
第2回	令和5年3月28日	年金制度を取り巻く社会経済状況の変化 全世代型社会保障構築会議における議論
第3回	令和5年5月8日	第1回及び第2回年金部会における主なご意見 令和2年年金制度改正法等において指摘された課題
第4回	令和5年5月30日	年金部会における議論の進め方（案） 次期制度改正に向けた主な検討事項（案） 被用者保険の適用拡大
第5回	令和5年6月26日	公的年金制度における次世代育成支援の取組について 障害年金制度について
第6回	令和5年7月28日	遺族年金制度について 加給年金制度について
第7回	令和5年9月21日	第3号被保険者制度について 女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）
第8回	令和5年10月24日	高齢期と年金制度の関わり
第9回	令和5年11月21日	高齢期と年金制度の関わり② 多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方について

3. 最近の私的年金制度の動向

資産所得倍増プラン：個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の改革

資産所得倍増プラン（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）

①iDeCoの加入可能年齢の引上げ

働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げる。このため、2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる。

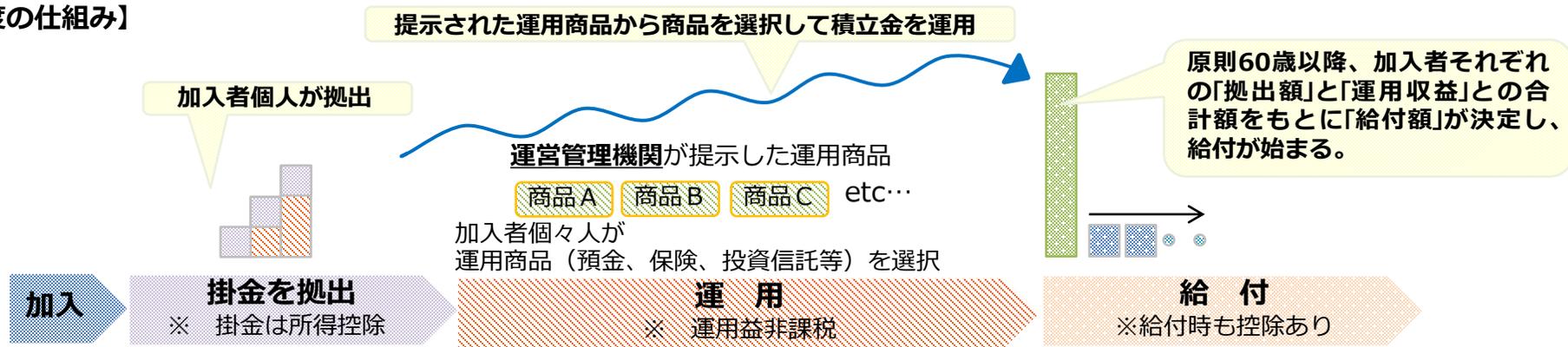
②iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ

iDeCoの拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げについて、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る。

③iDeCoの手続きの簡素化

iDeCoについても、各種手続きの簡素化・迅速化を進め、マイナンバーカードの活用も含め事務手続きの効率化を図る。

【iDeCo制度の仕組み】



【加入可能要件】

国民年金被保険者

- ※ 国民年金被保険者の資格は、①第1号被保険者：60歳未満、②第2号被保険者：65歳未満、③第3号被保険者：60歳未満、④任意加入被保険者：保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入が可能（65歳未満）となっている。

【掛金】

加入者拠出（中小企業については、事業主も拠出可能）

- ※ 拠出限度額（令和6年12月1日時点）は、①第1号被保険者及び任意加入被保険者：月額6.8万円、②企業年金に加入している第2号被保険者：月額2万円、③企業年金に加入していない第2号被保険者及び第3号被保険者：月額2.3万円

【受給可能年齢】

60歳～74歳の間で受給開始時期を選択可能（75歳到達時には自動的に裁定される。）

【参考】これまでの開催状況（社会保障審議会企業年金・個人年金部会）

No.	開催日	議題
第19回	令和4年11月14日	(1) 私的年金制度（企業年金・個人年金）の現状等について (2) 私的年金制度（企業年金・個人年金）の今後の課題について
第20回	令和4年12月7日	(1) 資産所得倍増プラン等について (2) その他
第21回	令和5年4月12日	(1) 私的年金制度（企業年金・個人年金）に関する今後の検討における主な視点 (2) 有識者からのヒアリング
第22回	令和5年5月17日	関係団体からのヒアリング（企年連、企年協、国基連）
第23回	令和5年6月12日	関係団体からのヒアリング（全銀協、損保協会、証券3団体）
第24回	令和5年6月28日	関係団体からのヒアリング（信託協会、生保協会、数理人会）
第25回	令和5年7月24日	(1) ヒアリング等における主な意見について (2) 「経済財政運営と改革の基本方針2023」等について
第26回	令和5年9月8日	働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について
第27回	令和5年9月25日	私的年金制度の普及・促進について
第28回	令和5年10月17日	(1) 資産形成を促進するための環境整備（投資教育・運用関係見直し）について (2) 資産運用立国について
第29回	令和5年11月13日	(1) 加入者のための企業年金の見える化について (2) 資産運用立国について
第30回	令和5年12月11日	(1) 公的年金と私的年金の連携について (2) 制度の周知、広報・年金教育について

私的年金制度に関する今後の検討における主な視点

- 働き方やライフコースの多様化・高齢期の就労拡大・企業年金の実施状況の低下など制度をとりまく現状
 - 昨年の部会における意見やこれまでの政府としての取組
- 等を踏まえると、例えば、以下のような視点から検討していくことが考えられるのではないか。

【経済・社会の変化】

現役

- ✓ 働き方・ライフコースの多様化、転職者の増加、高齢期の就労拡大・多様化
- ✓ 生産年齢人口の急減とそれに伴う人手不足の深刻化
- ✓ 高齢期の長期化による資産形成への意識・機運の高まり

老後

- ✓ 高齢期の長期化
- ✓ 長期化に伴う老後生活へのニーズの多様化

【経済・社会の変化と私的年金制度】

- 多様な働き方の中で、**早期から継続的に資産形成**を図ることができるようにする
- 個々の事情に応じて、**多様な就労と私的年金・公的年金の組合せ**を可能にする

【今後の検討における主な視点（例）】

- ① **国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築**
(→ 加入可能要件、拠出限度額、受給方法などの拠出時・給付時の仕組み等)
- ② **私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備**
(→ 制度のわかりやすさ、手続等の簡素化、企業年金等の普及促進（特に、中小企業）、周知広報等)
- ③ **制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備**
(→ 投資教育・指定運用方法の検証、自動移換金対策、運用体制・手法の検証、従来の制度改正で提起された課題等)

4. 年金制度に関する 周知・広報の推進

年金制度に関するこれまでの取り組み

生涯を通じた年金教育

1 若年世代向け参加型広報

■「年金動画・ポスターコンテスト」

次代を担う若い世代と一緒に年金について考えることを目的に「年金動画・ポスターコンテスト」を開催しています。※令和5年度より名称変更

<第5回年金動画・ポスターコンテスト大臣賞受賞作品>

グラフィック・ポスター部門 ショート動画部門
(小・中学生の部/一般の部)



表彰式



■「学生との年金対話集会」

学生と厚生労働省(年金局)職員が年金をテーマに語り合うことを通じて、みなさまのご意見を年金広報活動の改善につなげています。



■「こども霞ヶ関見学デー」

毎年夏休みに、こども達に向けて、年金について楽しく学んでいただくプログラムを開催しています。



令和5年度は、伊沢拓司さんを講師に迎え、対面・オンライン会わせ約140名のお子様、保護者に参加いただきました。

2 新たな学習教材の開発

小学生向け

中高生向け

大学生以上向け

<学習マンガ>



<クイズ動画>



<学習教材>



被用者保険の適用拡大

令和4年10月施行の社会保険の適用拡大について特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを開発し、インターネットによる情報発信や「専門家活用支援事業」などを実施しています。

<特設サイト>



<ガイドブック>



年金の見える化

①令和2年改正年金法を分かりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、令和4年4月からねんきん定期便に付される二次元コードも活用できる「公的年金シミュレーター」を公開しました。5年12月末時点で約500万件試算されています。



Ⅱ 年金事業運営関係

1. 国民年金保険料の 収納対策について

国民年金保険料の収納対策について

- ◇ 80%到達という目標を持って取り組んだ結果、国民年金第1号被保険者の令和4年度の最終納付率（令和2年度分保険料）は、80.7%、前年度から2.7ポイント増加。
- ◇ 日本年金機構が発足した平成24年度最終納付率64.5%から16.2ポイント増加し、10年連続で上昇、統計を取り始めた平成16年度最終納付率以降、最高値。
- ◇ 令和4年度の現年度納付率は76.1%（前年度から2.2ポイント増）、平成23年度の現年度納付率から11年連続で上昇。
- ◇ 国民年金第1号被保険者が減少する中、現年度分の納付月数は令和3年度より約55万か月増加、全額免除・猶予者は606万人と令和3年度より6万人減少。

- 国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督励や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマホ決済アプリでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。
- 近年では、納付率の更なる向上を図るため、年齢や所得、未納月数等、未納者の属性に応じて効果的に納付書、催告状等の送付を行うとともに、控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の全ての滞納者に対する督促を実施しているほか、悪質な滞納者に関する厚生労働省から国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている。
- 効果的な追納勧奨の実施など無年金・低年金の発生抑止に繋がるの対策、今後増加が見込まれる外国人対策について市町村、出入国在留管理庁等と連携した未納を防ぐための効果的な収納対策を実施することとしている。

【納付率引上げに係る目標】

〔日本年金機構第4期中期計画（案）（令和6年4月～令和11年3月）（抜粋）〕

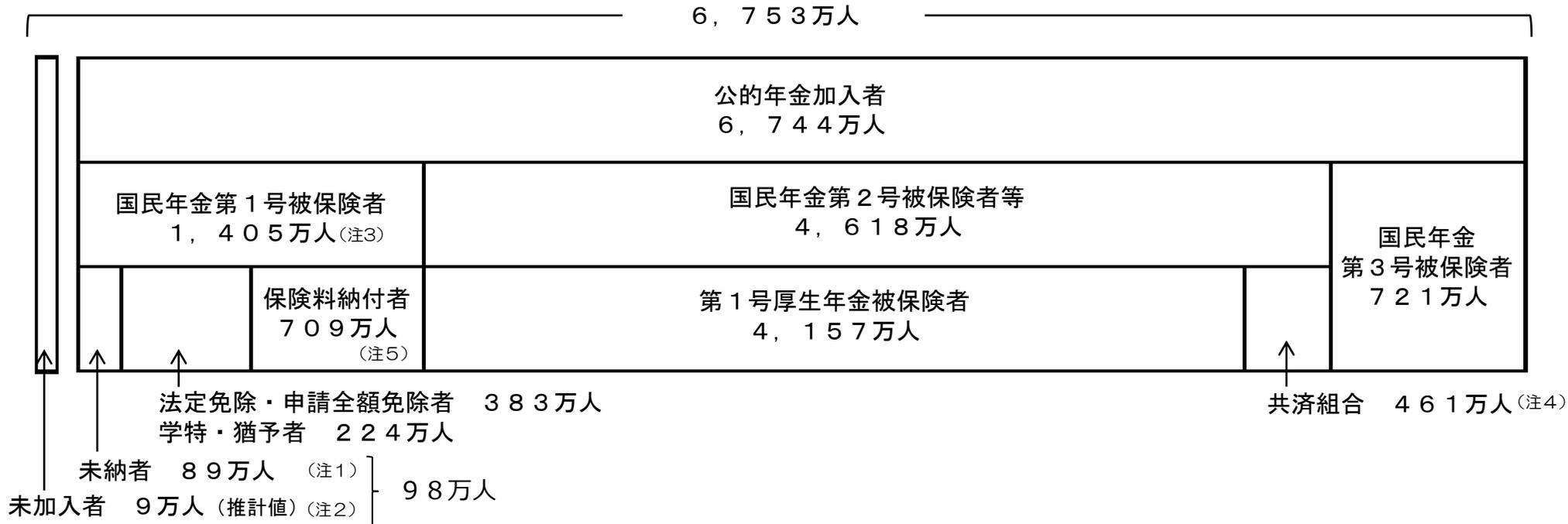
- ・ 現年度納付率については、行動計画に基づき、効果的・効率的に収納対策を実施し、中期目標期間中に80%台前半を目指す。
- ・ また、国民年金保険料の最終納付率については、中期目標期間中に80%台後半を目指す。

公的年金制度全体の状況

(国民年金第1号被保険者の加入状況等)

- 公的年金加入対象者全体でみると、約99%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約89万人、未加入者(注2)は約9万人(推計値)。(公的年金加入対象者の約1%)

《公的年金加入者の状況(令和4年度末)》



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月(令和3年4月～令和5年3月)の保険料が未納となっている者。

注2) 令和元年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

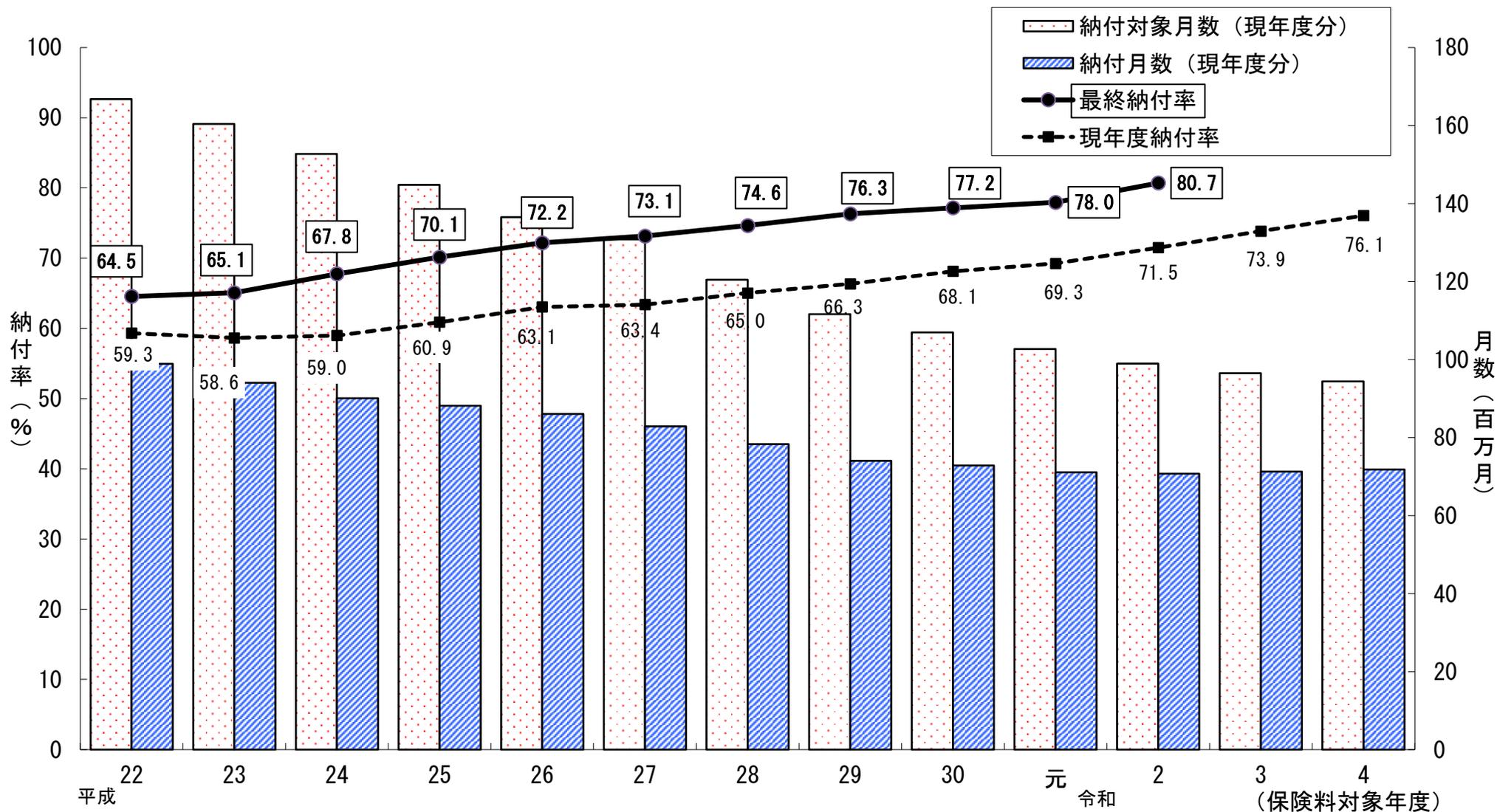
注3) 令和5年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者(20万人)が含まれている。

注4) 令和5年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

注5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

注6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）



注1 納付率(%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- **口座振替の推進**
 - ・ 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - ・ 任意加入者の口座振替の原則化 (口座振替率) (H20.4~)

R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
34%	→ 34%	→ 34%	→ 34%
291万人	285万人	281万人	273万人
- ・ 口座振替による2年前納制度の導入 (利用状況) (H26.4~)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
28万件	→ 26万件	→ 29万件	→ 27万件

- **クレジットカード納付の導入** (H20.2~) (利用状況)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
229万件	→ 261万件	→ 301万件	→ 328万件

- **現金及びクレジットカードでの2年前納制度の導入** (H29.4~) (利用状況)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
10万件	→ 12万件	→ 15万件	→ 17万件

- **コンビニ納付の導入** (H16.2~) (利用状況)

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1,528万件	→ 1,542万件	→ 1,517万件	→ 1,532万件

- **インターネット納付の導入** (H16.4~) (利用状況) ※

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
280万件	→ 296万件	→ 303万件	→ 295万件

※ ゆうちょ銀行(郵便局)におけるマルチペイメント処理への切り替え分を含む。

- **スマートフォン決済アプリ納付の導入** (利用状況) (R5.2~)

R4年度
5.2万件

未納者

市町村からの所得情報 (令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等勧奨

納付督促の実施

- ・ 質の向上
- ・ 効率化

度重なる督促にも応じない

文書

R1年度	3,272万件
R2年度	3,531万件
R3年度	3,657万件
R4年度	3,875万件

電話

R1年度	2,350万件
R2年度	2,089万件
R3年度	2,102万件
R4年度	1,944万件

戸別訪問(面談)

R1年度	419万件
R2年度	1万件
R3年度	229万件
R4年度	423万件

免除等の周知・勧奨

- ・ 年金(社会保険)事務所単位での行動計画の策定・進捗管理 (H16.10~)
- ・ 免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み)を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~) ・ 納付猶予対象者の拡大 (H28.7~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認 (H17.4~)
- 申請免除の簡素化 (①継続意思確認H17.7~ ②申請免除手続きの簡素化H21.10~ ③所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26.10~)
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化 (H20.4~)
- 免除の遡及期間の見直し (H26.4~)
- 免除委託制度開始 (H28.4~)

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月上保険料を滞納している方が対象

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
最終催告状	142,871件	42件	2,117件	189,009件
督促状	89,615件	0件	15件	133,476件
財産差押	20,590件	41件	46件	12,784件

・ 最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27.10~)
[実績] R2年度 0件 → R3年度 0件 → R4年度 10件

○ 納付督促の外部委託 (H17.10~)

	文書	電話	戸別訪問	合計
R1年度	582万件	2,348万件	412万件	3,342万件
R2年度	617万件	2,052万件	0万件	2,669万件
R3年度	848万件	2,068万件	223万件	3,139万件
R4年度	1,027万件	1,918万件	409万件	3,354万件

(注) 国民年金保険料徴収100円当たりの徴収コストを試算すると、国民年金保険料の徴収コスト 100円当たり約3円(令和3年度実績)。なお、強制徴収コストについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により強制徴収業務を一部停止していたことから、算出していない。

普及・啓発活動等

○ 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

2. 国民年金事務費交付金 について

国民年金事務取扱交付金の概要

[令和4年度予算額 310億円、令和5年度予算額 308億円、令和6年度予算案 313億円]

1 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費

(適用等事務、給付事務、免除事務)

福祉年金事務取扱費

特別障害給付金事務取扱費

- ◇ 地方財政法（昭和三十四年法律第九号）（抄）
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）
第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。
一～六（略）
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費
八～九（略）
- ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）
（事務費の交付）
第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。
 - 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和2年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、3区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。
 - 政令に規定する3区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に3区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

2 国民年金事務に係る市町村との協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

国民年金事務に係る市町村の法定受託事務

「法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。また、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。（総務省HP「地方自治制度」より）

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年法12①④
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2一
3. 保険料の全額、3／4、1／2、1／4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2九
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2七
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査（注）するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2三
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査（注）すること。	国法105①④，国年令1の2四、十

（注）市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

国民年金事務に係る市町村との協力・連携

○「市町村との協力・連携」について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。

○なお、この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

市町村との協力・連携の状況（令和4年度）

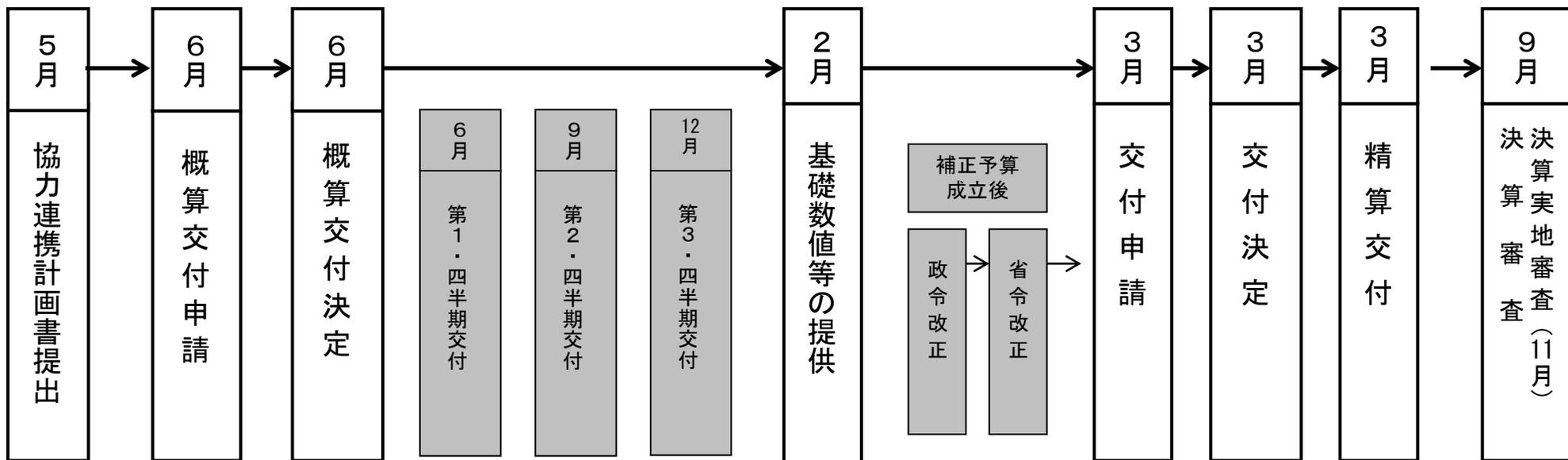
1 資格取得時等における保険料納付案内、 口座振替、前納の促進	(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	1, 686市町村
	(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1, 532市町村
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載		1, 594市町村
3 市町村において行われる相談業務		1, 657市町村
4 各種情報提供	(1) 所得情報の提供（紙）	102市町村
	(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	8市町村
	(3) 電話番号の情報提供	1, 349市町村
	(4) その他の情報提供	1, 429市町村
	(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	1, 367市町村
5 障害者手帳交付者への障害年金周知		853市町村
6 その他地域の実情を踏まえた協力	申請免除該当者への案内状送付	332市町村

※（ ）内は、1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数（決算前速報値）

国民年金事務取扱交付金の事務の流れ

令和5年度

翌年度



[精算交付のスケジュール（見込み）]

- 1月下旬 基礎数値等の提供（年金機構→市町村）
- 2月上旬 基礎数値等の提供（年金局→厚生局）
- 2月中旬 交付申請（見込）（年金局への報告期限）
- 3月初旬 事務費政令公布予定
- 3月中旬 算定省令公布予定
- 3月中旬 交付要綱取扱通知
- 3月下旬 交付申請（年金局への申請期限）
- 3月下旬 交付決定
- 3月下旬 精算交付（年金局から支払い）

※基礎数値等は、日本年金機構から提供

3. 国民年金システムの 標準化について

国民年金システムの標準化について

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)において、「原則全ての地方公共団体が、目標時期である2025年度(令和7年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行」することとされ、制度所管省庁が標準仕様書を作成することとされている。これを踏まえ国民年金システムの標準仕様書(1.0版)を令和4年8月に策定したところ。以降も関係者意見に基づき改定を行っており今年度末にも改定版を公表予定。

※厚生労働省HP ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み > 情報政策 > 地方公共団体情報システムの標準化の推進

■これまでの取り組み

- 令和4年5月～6月にかけて、標準仕様書(案)に対する全自治体向け意見照会を実施。その結果を踏まえ、有識者(市町村、システムベンダー等)が参画する研究会で議論を進め、国民年金システム標準仕様書(1.0版)を令和4年8月末に公表。
- 令和5年1月に標準仕様書(案)に対する全自治体向け意見照会を実施。その結果を踏まえ、研究会で議論を進め、国民年金システム標準仕様書(1.1版)を令和5年3月末に公表。

■令和5年度における調査研究事業(今後の予定)

- 令和7年度までの移行に向けて標準仕様書の精度向上のための改定案について、研究会の議論を踏まえとりまとめたところ。令和6年1月に改定標準仕様書(案)に対する全自治体向けの意見照会を実施し、令和6年3月末に国民年金システム標準仕様書(1.2版)の公表を予定しているので、市町村の皆様の協力をお願いしたい。

<研究会等での討議事項(例)>

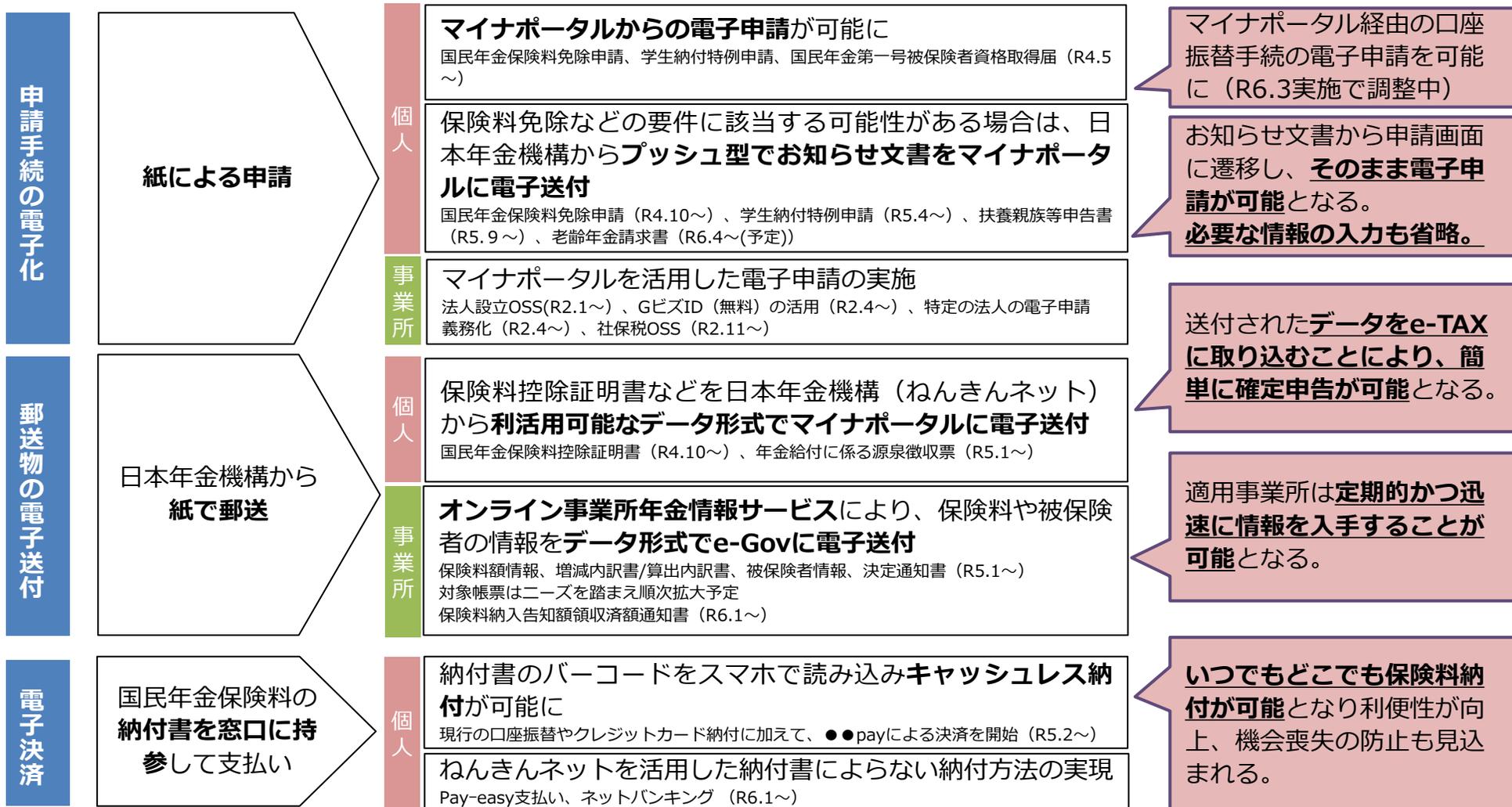
- ✓ 免除・納付猶予申請書受理・審査の管理範囲
- ✓ 日本年金機構からの情報登録の管理範囲
- ✓ 機能・帳票要件における機能要件間の管理項目名の統一

4. 年金手続のデジタル化の推進 について

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

- これまで紙による申請や紙での郵送のみであった年金手続について、順次、デジタル化を進めている。（※）
- あわせて、国民年金保険料についてスマホアプリによりキャッシュレス納付できる環境整備に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は64.6%（令和5年3月末）となり、令和元年度23.9%から40.7%上昇



5. 国・地方共通 相談チャットボットの整備について

ひと、暮らし、みらいのために

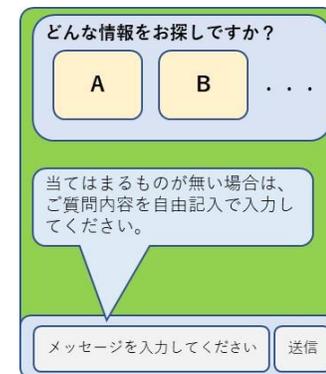


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国・地方共通相談チャットボットの整備

デジタル行財政改革会議
(第2回) 資料6より抜粋

- ・住民などからの各種相談対応業務等に係る **自治体職員等の負担軽減** を図る観点から、**総務省とデジタル庁が連携** し、国・地方共通の相談チャットボットを整備。
- ・地方自治体のニーズを踏まえ、**以下の行政分野** を中心に、国が一定程度統一的に回答できるものについて、**年度内の提供開始** に向け、取組を推進。



(例示は、自治体のニーズ調査で特に要望が多かったもの)

○マイナンバー

例：暗証番号忘れ時の対応方法
マイナ保険証の制度

○医療保険

例：保険証再発行時の対応
国民健康保険の加入手続に必要な書類

○年金

例：国民年金保険料を払えないときの手続

○税

例：確定申告の方法
インボイス制度の仕組み・手続

○子育て

例：児童手当・児童扶養手当の支給手続

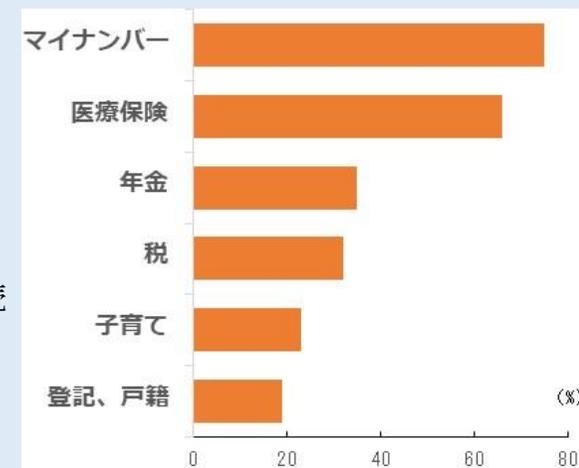
○登記、戸籍

例：相続登記の申請義務化の制度

※この他、いわゆる「年収の壁」などにも対応

※FAQ、電話相談窓口の連絡先も掲載し、網羅的・体系的な検索を可能に

(参考) 自治体のニーズ調査結果



総務省調べ (119自治体に対し書面調査を実施。うち20自治体からヒアリング)

提供開始後も、利用者 (自治体や住民) からのフィードバックを踏まえ、**シナリオ (問/回答) の精度向上、対象分野の拡大** を継続的に実施。

6. 年金受給者に係る定額減税 について

年金受給者に係る定額減税について

- 令和6年度税制改正大綱において、年金受給者に係る定額減税について、所得税は令和6年6月以降に支払う年金から、個人住民税は令和6年10月以降に支払う年金から実施することとされている。

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）〈抄〉

一 個人所得課税

1 所得税・個人住民税の定額減税

（国税）

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。

① 本人 3万円

② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。）1人につき 3万円

- (3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等（同年において最後に支払われるものを除く。）に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

（注1）上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

（注2）源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。

（注3）上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。

ハ 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①イからハまで（上記①ロ（注3）を除く。）に準じた取扱いとする。

（注）上記イについて、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。

ロ 上記イの公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

（地方税）

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

- (1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき 1万円

（注）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

- (3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得に係る特別徴収の場合

イ 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

ロ 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。

ハ 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

イ 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

ニ 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

7. 障害年金の相談体制の充実 について

障害年金の相談体制の充実について

■障害年金に係るヘルプデスクの設置

市区町村窓口で障害年金の相談対応をされる職員の方のサポートとして、平成29年から日本年金機構の障害年金センターに、市区町村向けのヘルプデスクを設置している。

※ 相談窓口における障害年金の相談対応の支援を充実させるため、令和5年4月から市区町村向けのヘルプデスクに加え年金事務所向けのヘルプデスクを増設し、市区町村及び年金事務所からの照会に包括的に対応する障害年金ヘルプデスクとして運用。

(参考) 障害年金ヘルプデスクの受付状況 (令和5年4月～11月)

平均/月	平均/日
約6,000件	約300件

■ヘルプデスクに寄せられた照会事例等のフィードバックの実施

これまでも市区町村との連携を強化するために、「障害年金に係る相談対応等に係るQ & A」の市区町村への情報提供や厚生労働省ホームページ上で「市町村国民年金事務サポートツール」を運営するなど取り組んできたところ、これらに加え、障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会事例等をもとにQ & A等を令和5年度中に作成することとしており、おって情報提供するので市区町村窓口での相談対応時や職場内研修等にご活用いただきたい。

① 障害年金ヘルプデスクQ & Aの作成

- 障害年金ヘルプデスクに寄せられた照会のうち、照会件数が多い事例を中心にQ & Aを作成。

② 返戻事例集の作成

- 障害年金センターで行った市区町村や年金事務所への請求書等の返戻事例について、返戻事例集を作成。

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項（資料ページ）	所管課室	担当係	担当者	内線
I 年金制度関係（P2～27）				
1. 年金制度の概況（P3～4）	総務課	企画係	中川	3316
2. 最近の公的年金制度の動向（P5～21）	総務課	企画係	中川	3316
3. 最近の私的年金制度の動向（P22～25）	企業年金・個人年金課	企画係	大宮	3329
4. 年金制度に関する周知・広報の推進（P26～27）	総務課	年金広報企画室	添田	3398
II 年金事業運営関係（P28～48）				
1. 国民年金保険料の収納対策について（P29～33）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
2. 国民年金事務費交付金について（P34～38）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
3. 国民年金システムの標準化について（P39～40）	事業管理課	収納対策・交付金係	鈴木	3661
4. 年金手続のデジタル化の推進について（P41～42）	事業管理課	企画係	石川	3682
5. 国・地方共通相談チャットボットの整備について（P43～44）	事業企画課	企画係	鴻池	3580
6. 年金受給者に係る定額減税について（P45～46）	事業管理課 給付事業室	年金給付係	黒石	3659
7. 障害年金の相談体制の充実について（P47～48）	事業管理課 給付事業室	障害給付係	磯部	3669